

令和6年8月30日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 影山 孝男	2番 三瓶 一壽	3番 大内 広信
5番 山崎 ふじ子	6番 石井 一正	7番 小林 孝
8番 松村 妙子	9番 三瓶 文博	10番 篠崎 聡
11番 橋本 善一郎	12番 佐久間 正俊	13番 影山 常光
14番 遠藤 亮子	15番 鈴木 利一	16番 影山 初吉

2 欠席議員は次のとおりである。

4番 佐藤 弘

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 荒井 公秀	書記 橋本 和宜
	書記 佐藤 祐梨子

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	坂本 浩之
副町長	伊藤 朗

総務課長	宮本 久功	財務課長	菊田 誠子
企画政策課長	渡辺 淳	住民課長	佐久間 島宏
税務会計課長	今泉 喜徳	保健福祉課長	影山 清夫
子育て支援課長	大内 広三	産業課長	遠藤 晃
建設課長	新野 恭朗	企業局長	伊藤 晴之
教育長	添田 直彦	教育次長兼 教育課長	藤井 康
生涯学習課長	嶋原 健二		

農業委員会会長	橋本 正亀
---------	-------

代表監査委員	鈴木 輝夫
--------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和6年8月30日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会議日程の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の上程
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第6 議案の質疑
- 第7 同意第1号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

- 第 9 監査報告
- 第 10 予算決算特別委員会設置に関する決議
- 第 11 予算決算特別委員の選任
- 第 12 議案の委員会付託
- 第 13 報告事項

6 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第 43 号 三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 44 号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第 45 号 令和 5 年度三春町水道事業会計未処理欠損金の処理について

議案第 46 号 令和 6 年度三春町一般会計補正予算（第 3 号）について

議案第 47 号 令和 6 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 48 号 令和 6 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 49 号 令和 6 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 1 号）について

同意第 1 号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

認定第 1 号 令和 5 年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 令和 5 年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 令和 5 年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 令和 5 年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 令和 5 年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 令和 5 年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 令和 5 年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について

認定第 8 号 令和 5 年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について

認定第 9 号 令和 5 年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について

認定第 10 号 令和 5 年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について

《委員会提出議案》

発委第 6 号 予算決算特別委員会設置に関する決議

7 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前 10 時 00 分)

…………… 開議宣言 ……………

○議長 おはようございます。

傍聴者の皆さまへ申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

○議長 ただ今出席している議員は 15 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 6 年三春町議会定例会 9 月会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

それでは、脱衣を許します。

本日の議事日程はタブレットに掲載したとおりでございます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番三瓶一壽議員、3番大内広信議員の両名を指名します。

…………… ● 会議日程の決定 ● ……………

○議長 日程第2、会議日程の決定を議題とします。

お諮りします。定例会9月会議の日程は本日から9月10日までの12日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、定例会9月会議の日程は、本日から9月10日までの12日間に決定いたしました。

…………… ● 諸般の報告 ● ……………

○議長 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであります。

また、出納検査の結果について、監査委員より令和6年度第3回、第4回、第5回の出納検査報告があり、その写しを掲載しましたので了承願います。

…………… ● 議案の上程 ● ……………

○議長 日程第4、議案第43号から議案第49号まで、認定第1号から認定第10号までを一括議題といたします。

…………… ● 町長挨拶並びに提案理由の説明 ● ……………

○議長 町長より提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。定例会9月会議が開会されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、毎年のように発生する自然災害についてであります。

7月には山形・秋田両県を中心に記録的な大雨となり、河川の氾濫や土砂災害が発生し、大雨特別警報が発令されたところでもあります。

災害によりお亡くなりになられました方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、ご家族の皆様方に心からお悔やみを申し上げます。また、被害に遭われた全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。

町では、こうした自然災害に備えるため、10月に防災訓練を実施する計画で準備を進めております。避難所の設営や運営などを行う予定としておりますので、各地区の自主防災会ははじめ多くの町民の皆さまに参加していただきたいと思っております。

次に、三春中学校の生徒の活躍についてであります。去る7月1日から3日までの3日間、第67回県中学校体育大会陸上競技が行われ、男女総合優勝の快挙を成し遂げました。広報みはる8月号で詳しく紹介しましたが、標準記録を突破し全国大会に出場した生徒が2名、東北大会に出場した生徒が3種目6名となっております。

また、去る7月22日から24日まで行われた県中学校体育大会でも、柔道個人で全国大会に出場される生徒が2名、柔道個人3名と柔道男子団体が東北大会出場の好成績をおさめたところでもあります。

今年も町民に明るい話題を提供してくれた多くの生徒に対して感謝するとともに、今後の更なる活躍に期待したいと思います。

次に、パリ・パラリンピックについてであります。

橋本勝也選手が東京パラリンピックに引き続き2大会連続で車いすラグビー日本代表として出場が決定したことは、三春町にとって大変名誉なことでもあります。このような中、地元まちづくり協会の皆さまをはじめ、田村高校同窓会及び関係者の皆さまによる後援会が早々に設立されたことは、心強い限りであります。

橋本勝也選手からは、後援会設立総会の席上で「金メダルを獲得し町民の皆さんに勇気や希望をお届けできるように頑張ります」と決意を述べられました。大会期間中も町を挙げて応援してまいりたいと考えております。

次に、「こども議会」についてであります。

昨年度に引き続き、各小中学校から選出された「こども議員」が、人口減少問題や地域活性化、子育て支援対策など、町政に関する様々な分野に対して質問を行いました。

「こども議会」を通して、将来を担う子どもたちが「身近なまちづくりや行政」などに対して関心を持ち、幅広い経験や知識を備えた人材に成長することは、三春町にとっても大きな財産であり、今後も期待したいと思います。

それでは、第7次長期計画後期基本計画に基づき、令和5年度に取り組んだ主な施策などについて説明いたします。

目標1の「誰もが安全安心に暮らせるまちづくり」への取り組みであります。

東日本大震災関連事業では、町内3カ所の仮置き場の現状回復に係る植林業務を実施しました。また、風評被害払拭への取り組みとして、食品等放射能測定事業を継続して行いました。

このほか、地域防災力強化のため、貝山字岩田地内、御祭字幅遠内地内及び上舞木字戸ノ内地内に地下式消火栓を新設するなど、消防施設や設備の充実を図りました。

また、地区自主防災会活動の強化を図るため、自主防災組織リーダー研修会を開催するとともに、避難所運営マニュアルを策定しました。

交通安全・防犯対策として、引き続き高齢者の運転免許証の返納を支援するとともに、カーブミラーの設置や防犯灯のLED化の促進を図りました。

次に目標2の「住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり」への取り組みであります。

幹線道路網の整備や道路維持補修のため、町道南原芹ヶ沢込木線ほか5路線の改良工事や舗装補修等工事を行い、新たに町道実沢青石永志田線の改良事業に着手しました。また、住環境整備のため生活道路整備事業助成金を12地区に交付いたしました。

老朽化した橋梁対策としては、三春北大橋の点検を実施して2巡目の点検を完了しました。

田村広域行政組合解散に伴う田村西部環境センターの運営は、田村市のごみを一部受入れながら運営管理を行いました。し尿等の収集・運搬や浄化槽清掃業務についても適正な運営を行いました。

また、ごみの減量やリサイクルの推進、高齢者世帯の戸別収集については、継続して取り組みました。

公共交通対策としては、沿線5自治体と福島県で組織する磐越東線活性化対策協議会において、磐越東線の利活用を図り、沿線地域の活性化及び地域公共交通のネットワークの充実に向けて協議を行いました。

移住定住の拡大に向けた取り組みについては住宅研究会と連携し、中妻中学校跡地を活用した宅地造成事業を実施しました。

次に、目標3の「豊かな心と文化を育むまちづくり」への取り組みであります。

子育て支援分野においては、物価高騰対策として、家計が急変した方や18歳までの児童を養育している方、専門学生や大学生を養育している方に対して、給付金やプリペイドカードを支給しま

した。

また、整備を進めている岩江こども園につきましては、用地造成工事と町道改良工事が完了し、園舎の建築工事に着手しました。

教育分野においては、「小学校教育のあり方」について、保護者、地域の皆さんとの意見交換を行うとともに、町民アンケートを実施し、少子化が進行する中での小学校について検討を進めました。今年6月には、町・教育委員会の基本方針案を公表し、現在、町民の皆さんとの意見交換を実施しているところです。

また、三春中学校の校舎及び体育館のLED改修工事、御木沢小学校と沢石小学校の体育館屋根及び外壁の改修工事を実施するなど、計画的な教育環境の改善に努めました。

生涯学習分野においては、河野広中没後100年記念事業として、石川町と福島民友新聞社との共催で特別展や記念シンポジウムを開催するとともに、活動を解説する動画や冊子を作成し、河野広中の生涯を伝え、偉業を称える事業を推進しました。

また、三春交流館「まほら」の活性化と町の音楽文化の振興を図る取り組みである「まほらミュージックプロジェクト」を実施し、小・中学生や高校生、一般の方などを対象とした音楽文化振興を推進しました。

国際交流事業においては、小・中学生を対象に東京アメリカンクラブと交流を図るなど、国内留学事業を実施し、国際感覚を身に付け国際化を推進する人材育成に取り組みました。

また、中学校の部活動については、生徒のニーズに応えるとともに、持続可能な運営体制とするため、部活動地域移行への取り組みを推進いたしました。

歴史民俗資料館においては、Wi-Fi環境や音声ガイドコンテンツの整備、デジタルサイネージの設置などデジタル化に取り組みました。

次に目標4の「誰もが健やかに暮らせるまちづくり」への取り組みであります。

昨年度は、障がい当事者や高齢者の福祉施策及び町民の健康増進に関する町の基本計画となる第7期障がい福祉計画、第9期三春町介護保険事業計画及び第3次三春町健康増進計画「健康みはる21」を策定するとともに、生活習慣病やフレイル予防、QOL（クオリティオブライフ）の維持や健康寿命の延伸を目的とした、町営ジム「マチトレ」の本格運用を三春町保健センターにおいて開始しました。

次に目標5の「産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくり」への取り組みであります。

農業振興対策については、令和2年度より進めて参りました三春農業振興地域整備計画の総合見直しを完了いたしました。今後は令和5年度に着手した地域計画の策定と併せ、農地の適正かつ効果的利活用はもとより、地域における計画的な土地利用を推進して参ります。

農業の担い手確保については、新規就農希望者に対するきめ細やかな支援や認定農業者などへの経営支援を行い、地域における中心的担い手の確保に努めました。

また、町民農園の運営、農業農村体験事業の実施や町の農業専門ポータルサイトの開設など、関係人口の増加や新規就農者等の確保につなげる事業を展開しました。

林業については、森林機能の保全や林業生産活動の促進のため、森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する、ふくしま森林整備再生事業や広葉樹林再生事業の取り組みを進めるとともに、里山等の保全を図るための補助制度を創設いたしました。

商工及び観光分野については、新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対策として、町内中小事業者に対し支援給付金の交付を行いました。

アウトドア環境の創出に向けた取り組みについては、モンベルストアや田部井淳子さんの遺品の展示などを行う拠点施設の工事に着手するとともに、キャンプ場やカヤック場の整備に係る検

討・協議などを進めました。

中心市街地の活性化と街なか整備の推進については、空き店舗を活用した新規事業者2店舗に対し家賃補助を行うなど、空き店舗対策事業への取り組みを進めました。

また、城下町PR事業としてデジタルコンテンツを活用したまちあるきAR事業や魅力体験ツアーの実施など、まちなか観光の充実を図る事業に取り組めました。加えて、近隣自治体と広域での観光資源を活かしたイベント事業への積極的な参加を通して、観光振興事業の充実を図りました。

次に目標6の「協働と町民参画による自立したまちづくり」への取り組みであります。

地域支え合いの仕組みづくりとして、沢石地区や中郷地区のまちづくり協会と連携し、移動支援に関する取り組みを継続して実施しました。

次に決算の概要であります。

令和5年度は、エネルギー等物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者に対する支援事業やアウトドア・アクティビティ拠点施設整備事業などの対応も含め、計8回の補正予算を編成し、対応してきたところです。

歳出決算額は、一般会計が100億3,155万円、特別会計は、国民健康保険特別会計など5事業の合計が39億9,966万円、また、病院事業と水道事業など4企業会計の合計は、17億1,612万円でありました。

町債については、令和5年度末借入残高が、一般会計で85億5,181万円、前年度比5億9,361万円の増加となりました。

水道事業などの企業会計では、三春町水道事業経営安定基金からの借入を除いて11億3,195万円で、前年度比1億418万円の減となりました。

続いて、財政状況を示す指標についてであります。経常収支比率については、92.4%と前年度より1.2ポイント増となり、依然として財政構造の弾力性は乏しい状況にあります。

また、国の基準に基づき算定した財政健全化判断比率についてですが、実質公債比率は7.7%で前年度より0.3ポイント増、将来負担比率については24.3%と前年度より11.1ポイント増となりましたが、指標の全てが早期健全化基準をクリアしております。今後とも体力に見合った町債の発行と効率的な財政運営に努めるとともに、積極的な行財政改革に取り組むこととしております。

それでは、今定例会に提案いたしました議案について、その概要を説明いたします。

配布いたしました議案書・議案説明書のとおり、三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正に係る議案が1件、福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る議案が1件、令和5年度の水道事業会計未処理欠損金の処分に係る議案が1件、令和6年度の一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、放射性物質対策特別会計に係る補正予算がそれぞれ1件、教育委員会委員の任命に係る同意案件が1件、人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問案件が1件、令和5年度一般会計ほか特別会計などの歳入歳出決算に係る認定案件が10件で、計19議案であります。

報告事項は、財政の健全化に関する比率と第三セクターの経営状況の2件であります。

慎重に審議されまして、全議案可決、承認くださいますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

…………… ● 議案の質疑 ……………

○議長 日程第6、会議規則第39条の規定により、議案に対する質疑を行います。

ただいま議題となっている議案第43号から議案第49号まで及び認定第1号から認定第10号までの議案に対する質疑です。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

……… 同意第1号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて ……

○議長 同意第1号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 議案説明書の2ページをご覧いただきたいと思います。

同意第1号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」

教育委員会委員の宗像俊樹氏の任期が令和6年9月30日で満了となるため、引き続き同氏を委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。なお、経歴については別紙経歴書のとおりでございます。

以上であります。

○議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

……… 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて ……

○議長 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 それでは説明いたします。同じく議案説明書の2ページ。今説明申し上げました1つ下をご覧いただきたいと思います。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」

人権擁護委員の渡邊絹子氏の任期が令和6年12月31日で満了となるため、引き続き同氏を委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。なお、経歴については別紙経歴書のとおりでございます。

以上です。

○議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

…………… 監査報告 ……

○議長 日程第9、監査報告について。

監査委員から、令和5年度各会計決算審査に関する意見について報告を求めます。

鈴木代表監査委員。

○代表監査委員 皆さん、おはようございます。

令和5年度、各会計の決算審査について報告いたします。監査委員は私、鈴木と議会選出の影山常光委員でございます。審査の期間は、令和6年8月5日から8日までの4日間です。審査の対象は、令和5年度三春町一般会計決算から、令和5年度三春町病院事業会計決算までの10件です。

審査の方法は、予め町長から提出された令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書、

歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び令和5年度基金運用状況調書並びに令和5年度公営企業会計決算書、決算報告明細書、固定資産明細書及び企業債明細書について、

- (1) 関係法令に準拠し作成されているか。
- (2) 計数は正確であるか。
- (3) 予算の執行は法令に準拠し、適正かつ効率的であるか。
- (4) 財政の運営は適正であるか。
- (5) 財産の管理が適正であるか。
- (6) 基金の運用は適正であるか。

等に主眼重点をおき、例月出納検査及び定期監査の結果を踏まえて、慎重に審査を実施いたしました。

審査に付された各会計決算書等に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類を照合審査した結果、決算計数はいずれも符号しており、誤りのないものと認められました。

各会計の審査結果につきましては、お手元に掲載されております決算審査意見書で詳細に報告をいたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

最後に、決算審査意見書の19ページから「結び」として意見をまとめさせていただきましたので、ここで読み上げさせていただきたいと思っております。

財政運営全般についてです。令和5年度は、エネルギー等物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者に対する支援事業、DX推進事業、移住定住施策に伴う宅地造成事業、アウトドア・アクティビティ拠点施設整備事業などに対する補正予算が組まれた。工期の延長等により繰越となった事業を除き、予算に計上された事業は概ね予定どおり遂行されている。

一般会計の歳入額は103億775万円で、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入、町債などが増加したため、前年度に比べ5億2,900万円の増となった。自主財源である町税は、町民税が前年度と比べ1,989万円増となり、単年度比2.5%増加している。そのような状況にあって、高い徴収率を維持しているということは喜ばしいことである。

また、一般会計の歳出額は、「第7次三春町長期計画」に掲げる将来像の実現を目指した各種施策や事業、原油価格・物価高騰等に伴う生活者や事業者への支援対策、岩江こども園の園舎新築工事着手など前年度に比べ7億9,083万円増の100億3,155万円となった。翌年度に繰り越すべき財源である1億2,482万円を差し引いた実質収支は1億5,139万円の黒字だが、単年度収支に財政調整基金積立金を加え、財政調整基金取崩を控除した実質単年度収支は、3億2,625万円の赤字となった。

国際的な原材料価格の上昇や円高の影響などによるエネルギー・食料品価格の高騰など日常生活は厳しさを増しているため、委託業務の見直しをはじめ、職員一人一人が収入と支出のバランス感覚を改めて意識し、「豊かな自然・歴史・文化に生まれ未来に輝く元気なまち三春」の実現を目指して各種施策に取り組むことを期待する。

特別会計では、実質収支が国民健康保険特別会計で3,559万円、後期高齢者医療特別会計で83万円、介護保険特別会計で1億1,579万円あり、町営バス事業特別会計及び放射性物質対策特別会計は0円であった。一般会計から特別会計への統計上の繰り出しでは、前年度と比較すると4,182万円減の5億6,333万円となった。

次に、令和5年度の町債発行額は、前年度に比べ3億7,230万円増の12億3,010万円となった。町債残高は、前年度から5億9,361万円増の85億5,181万円となったため、今後も更なる町債発行の抑制に努めること。

最後に、各種財政指標については、経常収支比率が92.4%で前年度比1.2ポイント増となり、適正とされる範囲を超え、財政構造の弾力性が損なわれている状況なので改善が必要である。また、将来負担比率は前年度比11.1ポイント増の24.3%と将来負担額が増加した。引き続き財政健全化に向けた積極的な行財政改革に取り組む必要がある。

以上でございます。このような決算審査の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

…………… 予算決算特別委員会設置に関する決議 ……………

○議長 日程第10、予算決算特別委員会設置に関する決議を議題とします。

ただいま議題となっている件につきましては、あらかじめご協議をいただいていることでありますので、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

お諮りします。予算決算特別委員会設置に関する決議は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって予算決算特別委員会設置に関する決議は原案のとおり可決されました。

…………… 予算決算特別委員の選任 ……………

○議長 引き続き特別委員の選任を行います。

お諮りします。特別委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定によって、議長を除く議員15名を指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって予算決算特別委員は、議長を除く議員15名を選任することに決定しました。

なお、委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

ここで、予算決算特別委員会正副委員長互選のため、暫時休憩します。再開は追って連絡いたします。

…………… 休 憩 ……………

(休憩 午前10時33分)

<休 憩>

(再開 午前10時43分)

…………… 再 開 ……………

○議長 それでは休憩を閉じて、休憩前に引き続き再開します。

ここで、予算決算特別委員会の正副委員長が決定しましたので報告します。

予算決算特別委員会委員長に15番鈴木利一議員。副委員長に13番影山常光議員。

以上のとおり決定しました。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第12、議案の委員会付託を行います。

令和6年8月31日（土曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 影山孝男	2番 三瓶一壽	3番 大内広信
5番 山崎ふじ子	6番 石井一正	7番 小林孝
8番 松村妙子	9番 三瓶文博	10番 篠崎聡
11番 橋本善一郎	12番 佐久間正俊	13番 影山常光
14番 遠藤亮子	15番 鈴木利一	16番 影山初吉

2 欠席議員は次のとおりである。

4番 佐藤弘

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 荒井公秀	書記 橋本和宜
	書記 佐藤祐梨子

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	坂本浩之
副町長	伊藤朗

総務課長	宮本久功	財務課長	菊田誠子
企画政策課長	渡辺淳	住民課長	佐久間島宏
保健福祉課長	影山清夫	子育て支援課長	大内広三
産業課長	遠藤晃	建設課長	新野恭朗
企業局長	伊藤晴之		
教育長	添田直彦	教育次長兼 教育課長	藤井康
生涯学習課長	鳴原健二		

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和6年8月31日（土曜日） 午前10時00分開議

第1 諸般の報告

第2 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開議 午前10時00分）

…………… ● ● 開議宣言 ● ● ……………

○議長 おはようございます。

開会に先立ち、傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにさせていただきますよう、お願いいたします。

本日は7名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いいたします。

なお、本日は傍聴者の方々への案内や誘導等について、田村高校生5名の皆さんにご協力をいただいております。併せて議場内で一般質問を傍聴していただきますので、あらかじめお伝えをいたします。

○議長 ただいま出席している議員は15名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、脱衣を許します。

本日の議事日程は、タブレットに掲載したとおりでございます。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第1、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある写しのとおりであります。

…………… 一般質問 ……………

○議長 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は会議規則第56条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制を採っております。また、質問時間は会議規則第62条の規定により、質問者1人につき質問全体で30分以内の時間制限です。

それでは、通告による質問を順次許します。

○議長 10番篠崎聡議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○10番（篠崎聡議員） それでは、さきの通告の内容に基づきまして、2件の質問をしたいと思えます。

まず第1の質問ですけれども、三春町に定住を考えている人のお試し宿泊です。

国の後押しもあり、全国的に地方へ移住を希望しようとする人が増えてきているように思えます。全国の地方自治体でも、移住促進のための取組みがされていると思えます。

当町でも移住を考えている方へのお試し住宅を提供するというところを行っているようですが、利用要件のハードルが高く、利用されているイメージがありません。

ということで、質問させていただきます。

質問に先立ちまして、町のホームページから「利用できる要件」というのをコピーさせてパネルを作ってきたんですが、字が非常に小さいということで見にくいかと思えますので、利用要件を読み上げさせていただきます。

(1) 以下の全ての要件を満たす単身者ということになっています。①町外に住民登録があり、町への移住希望をする者である。②転勤・婚姻または住宅購入等による転入予定者でないこと。③暴力団・暴力団員または暴力団密接関係者でないこと。④1か月以上滞在でき、使用中に町が指定するイベントに参加し、内容や魅力を発信すること。

(2) 町の新規就農支援制度を活用する就農希望者（単身に限る）という要件があります。それでは、質問に入りたいと思えます。

第1の質問ですけれども、直近のお試し住宅の利用状況はいかがか。

2点目、町への移住希望者へのPRは積極的に行ってきたのか。

3点目、利用条件の一つに単身者と書いてありますが、なぜ単身者なのか。

4点目、産業課で行っております新規就農等住居費補助金制度との兼ね合いはどうなっているのか、お答え願います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 お答えいたします。

まず、お試し住宅の利用状況については、令和4年5月から1年間入居された方1名のみの実績となっております。

2点目の移住希望者へのPRについては、移住・定住に係わるポータルサイトやパンフレットへの掲載、東京有楽町にある「ふるさと回帰支援センター」や「移住フェア」でPRに努めて参りました。

3点目の単身者を利用条件とした理由については、お試し住宅の検討段階では単身者や家族での希望者を想定し、活用する施設については町営住宅などの既存施設の中で築年数や場所、空き状況などを考慮しながら検討を進めて参りました。検討を進める中で家族向けの施設の選定は難しく、単身者向けとして活用が可能な「かいやま団地」を選定し、事業を開始したところです。

4点目の産業課で行っている新規就農等住居費補助金との兼ね合い、すみ分けについてですが、新規就農者等住居費補助金は、町内に住民登録をしてもらうことを条件としていますが、お試し住宅は、事業の趣旨から、町外に住民登録があり、町内への移住希望者を対象としたところです。

お試し住宅に係わる内容については今答弁させていただきましたが、お試し住宅については、現在、申込みを停止している状況にあります。

理由は、2年程度お試し住宅の取組みを行って参りましたが、実績として先ほど述べた1件のみの実績となっており、町営住宅の「かいやま団地」の部屋をお試し住宅のために確保しておくことが効率的ではないこと、また、お試し住宅を希望する方、相談を頂く方の傾向として、本来のお試し住宅の趣旨である移住希望者ではなく生活に困っている方が一時的な住居として利用したいなどの相談を受ける場合が多く、申込みを停止させていただいております。

お試し住宅などの移住体験施設を設け、その後取組みを中止した自治体や、現在も行っているが課題を有する自治体について、その理由や内容を確認をすると、三春と同様に利用者が少ない、維持管理の経費負担が大きい、また、移住・定住につながる効果が低いことなどが主な理由となっています。

こうした状況などを踏まえ、お試し住宅の取組みについては、抜本的な検討が必要と考えているところでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

10番。

○10番（篠崎聡議員） 今は移住希望者の募集を行っていないということでしたが、町のホームページには載っておりましたので、今後ホームページの方には「現在は行っていません」とかそういった表示は必要なのかなというふうには思います。

あと、近隣の自治体では家族向けに住宅を1週間貸し出しまして、水道代と電気代は自治体負担、その他の衣食住に関しては利用者負担というようなお試し宿泊ができる施設があるそうです。

やはり町の人口を増やす、また減少を緩やかにするという事は家族ぐるみとか婚姻関係を持った方が移住してくる方が良いのかと思いますが、町の考えをお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 ご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目のホームページの利用申込の停止については、速やかに対応させていただけれ

ばと思います。

2点目の家族向けのお試し住宅の提供というご指摘についてでございますが、先ほど副町長からの答弁でも申し上げさせていただきましたが、当然家族向けの検討も行ってございましたが、そのときにはいわゆる町営住宅の空き状況等々で提供できるものがなかったということでございますので、先ほどの単身者向けの課題と併せて、お試し住宅様々な課題がございますので、そういった中身を検討しながら家族向けが提供できるかどうか、今後検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

10番。

○10番(篠崎聡議員) ということで、極端に言ってしまえば事業を縮小もしくは廃止するという方向に向かっているということで良いんですか。

○議長 当局の答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 今の時点で縮小・廃止ということではないと考えてございます。先ほど申し上げました課題様々ございますが、それが解決できればということと、あとは提供できる住宅があるかどうかということになろうかと思っておりますので、今時点で廃止の方向ということを決定しているわけではございませんが、様々な課題等々の検討をしていきたいということでご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

○10番(篠崎聡議員) それでは、第2の質問に移らせていただきます。

後期高齢者の抱える問題ということで質問します。

地元の会合や行事に出席した際に、住民の方からいろんな声を聞くことがあります。今回は、後期高齢者の抱える身近な問題ということになります。

1点目、後期高齢者になっても近くにお店がないため、遠くのスーパーに車で買い物に行かないといけないということで「なかなか免許の返納ができないんだよ」というようなお話を伺ったことがあります。高齢者の運転免許返納促進のために、高齢者に優しい事業は行っていますか。

2点目、町の選挙管理委員会は投票所の改編などを考えているようですが、高齢になると投票所まで行きたくても行けない。投票所に行って、鉛筆を持って投票用紙に書こうとしても文字が書けないといったことがあります。当たり前のことが当たり前にできないんだよということが言われております。地方選挙だけでも投票方法を変えられないものでしょうか。また、何か良い方法はありますか。

3点目、町内会の組長もしくは班長というところですが、負担を軽くしてほしいという要望がありました。高齢になると毎月町の広報を配布日に取りに行くと各戸に配布するということがありますが、各戸にタブレットなどを配置して町からの連絡が直接できるようになれば長距離の移動がなくて済むというようなお話でした。

以上です。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 ご質問にお答えいたします。

1点目の運転免許返納促進の取組みについてであります。町では満70歳以上の方が運転免許証を自主的に返納した場合、三春町営バス福祉回数乗車券30回分またはタクシー利用券6,000円分を1人につき1回に限り交付しております。福島県タクシー協会でも、加盟する県内各タクシー会社を利用した場合、運転経歴証明書を提示することで乗車料金を1割引するサービスを行っております。

また、地区の支え合いの取組みとしまして、中郷地区と沢石地区では各まちづくり協会を中心に「お出かけ応援隊・支援隊」の事業を行っております。利用できる対象者は限定されますが、高齢者等の日常生活に必要な移動について支援をいただいております。

新たな取組みとしまして、本定例会において補正予算を計上させていただいておりますが、65歳以上の高齢者を対象とした「タクシー定額制乗り放題実証事業」を実施する予定でございます。この取組みは、1か月の利用料金を定額で上限なく利用いただき、実証運行期間中における利用者のニーズなどを把握し、本格運行に向けて検討を行っていくものでございます。詳細につきましては関係機関等と協議中であり、決定次第お知らせいたします。

また、移動が困難な方については買い物代行サービスを行っている町内の事業者もおりますので、希望される方は町にご相談ください。

引き続き交通事業者や関係機関等と連携・協議しながら、高齢者が安心して移動ができる環境や体制の整備に努めて参ります。

2点目の選挙における投票方法についてであります。

高齢者の方が投票しやすい環境改善のために、地方公共団体が独自に条例を制定すれば、地方議会議員と首長選挙についてはタッチパネル式の電子投票やタブレット端末等で投票ができる電子投票制度があります。

しかしながら、全国的に見ても電子投票条例を制定している自治体は6団体でございます。通信基盤や電子投票機器整備に多額な費用がかかること、選挙執行中にシステム障害や通信回線が途切れた場合のバックアップ体制に懸念があることなどの理由により、電子投票が進んでいない状況にあります。これらのことから、町としましては電子投票の導入について現時点では考えておりません。

なお、現行の公職選挙法の範囲内でできる高齢者の方への対応支援としましては、投票所内で職員が選挙人に代わって投票用紙に記載する代理投票制度がありますので、この制度を活用していただくよう周知広報を図って参ります。

また、投票所までの移動手段につきましては、地区は限定されますが平日における期日前投票所までのお出かけ応援隊の利用など、地域公共交通事業の検討と併せて投票所までの移動手段の確保策についても検討して参ります。

3点目についてですが、タブレットの配布につきましては、初期費用としての機器購入費、セットアップのためのインフラ整備費、さらにはメンテナンスや通信費などの運用コストが必要となります。全戸に支給するためには大きな財政負担を伴います。

また、全ての世帯の方がタブレットを使いこなせるとは限らないことから、サポート体制の整備や、インターネット環境が整っていない地域や家庭への対応など技術的な課題も多くあるため、現時点ではタブレットの全戸配布は難しいと考えております。

これらのことから、広報配布時の負担軽減を図るため、三春広報誌と一緒に配布されるチ

ラシをできる限り広報誌の紙面に掲載することや、全地域を対象としないチラシについては地域を限定した配布にするなど、配布物を減らす取組みについて、ご協力をお願いして参りたいと考えております。

また、地区におかれましては、文書配布の協力者を新たに選任するなど、地域の人たちが協力して助け合う共助の取組みの検討もお願いしたいと考えております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

10番。

○10番（篠崎聡議員） 地域公共交通整備についてとか、あと免許返納に対する取組みについては理解しましたけども、交通機関のことなんですけど、地域でおでかけ応援隊とかタクシーの実証事業とかあとバスのデマンドとか、みんなバラバラなことを実証でやってるような気がして仕方がありません。もうちょっと整理して、より良い方法はないのでしょうか。

2点目。地方の選挙の投票のデジタル化ということで、少ないとはいえやっている自治体はあるということで、これで皆さんも地方選挙はデジタル投票ができるということが理解されたのではないのでしょうか。

デジタルトランスフォーメーション、DXを推進していくということであれば、今すぐでなくても、将来そういった地方選挙のデジタル化というのはできないのでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長 再質問の1点目についてお答えいたします。

公共交通の事業につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、おでかけ応援隊、また、新たな取組みとしましてタクシーの定額制の乗り放題の実証事業を行うことで、答弁させていただきましたが、バラバラな事業を取り組んでいるのではないかとのご指摘でございますが、昨年度三春町の地域公共交通計画を策定してございます。その中で様々な施策を掲げてございますが、今後取り組みます新たな事業を含めて、利用者の皆様の意見をお聞きしまして、利便性の高い公共交通に取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

○議長 宮本総務課長。

○総務課長 選挙制度についての再質問にお答えいたします。

電子投票の制度につきましては先ほど答弁したとおり、多額な費用がかかるということでございますので、今後、他自治体・国の動向等を注視して、安価にできるような方法があれば検討して参りたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 質問なしと認めます。

以上で10番篠崎聡議員の質問を終結します。

○議長 2番三瓶一壽議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○2番（三瓶一壽議員） 先立っての通告に従いまして、2点ほど一般質疑をさせていただきます。

まず1点。このままで安全か、三春の里十字路の交差点ということで、1点目質問させていただきます。

まず、三春さくら湖西部拠点、三春の里付近が来春大きく変わろうとしております。当該地域のプロジェクト、モンベルストアの開業、アウトドア・アクティビティ事業が始動しますと、三春町の想定では年間利用者が10万人程度増加すると見込んでいるようです。つまり、現在が20万人の集客があるというお話ですので、来年度からはあそこに30万人が利用することになります。

田村警察署の情報では近年、2017年くらいからなんですけども、当該地での衝突事故は6件と多く発生しております。この現状を考えますと、この道路、交差点、三春の里入口は道路構造上問題があると考えます。

そこでお尋ねします。

1点、当該交差点は現状で安全と考えているか。

2点、今後、当該交差点付近の抜本的な安全対策を考えられているか。

3点、抜本的な対策が取れない場合、応急的な対策を取ることは考えているのか。

よろしく願いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

新野建設課長。

○建設課長 第1の質問にお答えします。

ご質問の交差点に関しましては、地形や周辺の土地利用状況から交差点改良を実施することは難しいと考えております。

しかしながら、「アウトドア環境を活かした地域活性化推進会議」におきましても、地元関係者の方々から交通安全対策の実施についてのご要望をいただいております。今年度実施します町道後作石畑線舗装補修工事に合わせまして、安全対策を実施することとしております。「止まれ」や「右折矢印」などの路面標示、横断歩道の設置など、交通管理者であります田村警察署と現在協議を進めておりますので、その結果に基づきまして対応を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

2番。

○2番（三瓶一壽議員） 今の件について再質問させていただきます。

「土地の利用状況から交差点の改良を実施することは難しい」ということなんですけども、難しいということは不可能ではない、現時点ではクリアすべき問題があるとの解釈でよろしいのでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野建設課長。

○建設課長 ご質問にお答えします。

当然不可能ということではないというふうには思っております。ただ、地形ですとか、先ほど言いましたように、周辺土地の状況からどうしても実施をしますとかなり広範囲での工事が必要となり、事業費もかなり多額になりますし、期間もかなり長くなるかと思っておりますので、今の現状を考えますとなかなか実施は難しいのかなという判断をさせていただいております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

2番。

○2番(三瓶一壽議員) 路面表示・横断歩道の設置等、これはある意味当たり前のことかなと思います。当局の説明でも安全対策に向けた努力は認めるところでありますが、抜本的な解決を図るべきではないかと考えます。

また現状は、当該交差点の見通しの悪さ。あそこを利用された方は皆さん感じられているかと思いますが、見通しの悪さがあり、結構ひやっとすることが多いです。

その点について改良を計画すること、考えがあるのかどうか伺いたいことと、恐らく今のお話でも、これをやろうとすると民地にもご協力いただくような形にもなるかと思いますが、その辺も含めて民地の協力を仰ぐ努力をされるかどうかの質問をいたします。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野建設課長。

○建設課長 質問にお答えします。

繰り返しの答えになって申し訳ありませんが、早急に交差点改良、抜本的対策が短期間でできるものとは判断しておりませんので、今後状況を見ながら時間をかけて検討させていただくということになるかと思えます。

路面表示等当たり前ということですけど、今警察と協議している中では信号機の設置などもできないかというようなことで、いろいろな部分で相談をさせていただいているところです。その結果に基づきまして当然車の動きも変わってくると思いますし、交差点との見え方も変わってくると思いますので、そういった対策をした上で、さらに必要なことがあればということで、さらに検討を加えていくということにさせていただければと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

○2番(三瓶一壽議員) 第2の質問をさせていただきます。

これで良いのか(仮称)アウトドアヴィレッジ三春プロジェクトのPRについてであります。

議会だよりの取材のために町民の方々に取材依頼をしながら、多くの方々のお話を伺うことができました。そこでの会話で、町民から来春オープン予定のモンベル等について、「あまり情報がないが、今どうなっているんだ」という趣旨の声を多くいただきました。開業まであと半年です。

そこでお尋ねします。

1点目、町として、このプロジェクトのPRは十分と考えているか。

2点目、あと半年と迫る当該地域事業の進捗について、もっと町民へアピールすべきではないか。

3点目、PR媒体として町広報「みはるが好き」が適当と考えるが、いかがか。

4点目、内容としては町民の活用・購買意欲を高められるような「特設コーナー」を設けるなど、工事の進捗・トピックス・町民の声を多く取り上げるべきと考えるが、いかがでしょうか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 2点目の質問にお答えします。

1点目と2点目のPRは十分か、もっとPRすべきではないかのお質しについてでございますが、町でもアウトドア環境の創出に向けた取組みのPRについては、今年の町広報4月号での特集記事の掲載を行い、議会だより8月号でも記事を掲載いただいたところでございます。先日行われた役場若手職員と福島県知事との懇談会における様子についても新聞報道等が行われたところでございます。

また、関係する地域や団体などへの説明や意見交換なども適宜行っているところではございますが、ご指摘のとおりPR・情報発信が十分とは捉えていないため、今後はさらにPR・情報発信の取組みを進めていきたいと考えてございます。

具体的には、ご指摘がありましたように、町広報「みはるが好き」での特設コーナーでのPR・情報発信と併せ、役場若手職員によるプロジェクトチームでも検討を行ってございますウェブサイトやSNSによるPR・情報発信を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

2番。

○2番（三瓶一壽議員） 今の答弁で大体のことは理解できましたが、問題は4点目です。

4点目の質問でも触れましたが、一連のPRの目的は町民にこれらのプロジェクトに好感を持ってもらえること、町民にファンになってもらえることだと考えます。それには町民を取り込むこととして、町民自らが各方面でプレゼンターになってもらえること、つまり町民に「ここを活用してみたい」と言わせることであろうかと考えますが、いかがか。

○議長 当局の答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 再質問にお答えしたいと思います。

今ご指摘いただきましたように、町民の方々にまず関心を持ってもらう。そして施設整備後はそれを利用していただく。非常に大切な観点かと思っております。そうした観点から今時点で行えるPR・情報発信の方法については検討をして、進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

2番。

○2番（三瓶一壽議員） 最後の質問になりますが、当局にはこのプロジェクトの目的を踏まえて、明確な広報戦略の下に、特にこれから数か月、もうあとオープンまで半年しかないと言われておりますが、集中して広報活動を進めるべきと考えております。その辺の広報戦略、基本的な広報戦略をお持ちで今まで広報活動を行っていたのかどうかを確認させていただきたいと思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 今までの広報活動についてでございますが、今までの広報活動、先ほども少し答弁させていただきましたが、その都度その都度必要な情報を出してきたというところで考えてございますが、戦略的であったかという部分については、その時々で出せる情報を

出してきたという部分があるかと思います。

そういった意味で、先ほどの答弁の中でも、若手役場職員によるプロジェクトチームで広報班というものを設けて、その中で具体的な戦略・情報の出し方、今検討しておりますので、そちらの方が固まり次第、情報発信の取組みを進めていければと考えているところでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で2番三瓶一壽議員の質問を終結します。

○議長 14番遠藤亮子議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○14番(遠藤亮子議員) 議長のお許しをいただきましたので、さきの通告書によりまして2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目の質問ですが、三春病院に夜間診療所の設置の提案をしたいのですが、町ではどのようなお考えがあるのかお聞かせください。

安心して住める町に必要な不可欠なのは、地域医療の充実性が挙げられます。今、全国的に医師不足・働き方改革などで医療機関が悲鳴を上げているのが現状です。しかし、少しでも救える命を考えたら、そんなことは言っていただけません。

日中の時間帯は町内の医療機関で診てもらえるが、夜間においては田村市や郡山市まで行かなくてはならない。病院まで20分から30分かかかる道中で不安におののき、本人はもとより家族の心境は計り知れません。近くで診てもらえたらと思う方々はたくさんいらっしゃいます。救急車を要請してもなかなか受け入れてもらえず待ち時間が発生、また救急車を呼ぶまでもないかと躊躇してしまうこともあると思います。

そこで先日、田村消防署三春分署に伺ったところ、町内において令和5年の1年間に救急車の出動は855件で搬送されたのが729件、そのうち18時から翌朝9時までの出動件数が399件で搬送されたのが312件、その中でも軽症が177件で入院加療を必要としないものだったそうです。そして残念なことに、亡くなられた方が11人でした。少しでも夜間診てもらえる病院があったら、救える命もあったのではないのでしょうか。

救急を要する方にも家族にも、冷静に判断できる余裕などはありません。突然の体調不良、困ったときは大人の方は＃7119、15歳未満の方は＃8000。相談ができ、専門スタッフからの助言がもらえますとはありますが、この情報はどれだけの方が周知していますでしょうか。確かに適切なアドバイスをもらえるかもしれませんが、対面で実際に診てもらえるわけではないので、安心する方は少ないのではないのでしょうか。

地域医療に貢献してくださっているであろう三春病院に、もう一つ町民の安全・安心のために力をお貸しいただけないのでしょうか。

是非とも三春病院に夜間診療所の設置の検討をお願いしたいと思いますが、町としてのお考えをお聞かせください。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、第1の質問にお答えをいたします。

地域医療の充実は、安心なまちづくりの大きな柱であると考えております。

しかし、議員ご指摘のとおり、全国的に医療機関において医師や看護師など働き手確保が課題となっており、地域医療を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。

そのことは町立三春病院においても同様であり、三春病院内に夜間診療所の機能を新たに設けることは、現時点においては困難であると考えております。

夜間の急病やけがに際しましては、症状が比較的軽症であれば、医師会が実施しております田村市や郡山市にあります夜間診療所を受診いただくとともに、重症で緊急を要すると判断される場合には、救急車要請により救急外来を受診するなど、既存の医療サービスの活用をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

14番。

○14番（遠藤亮子議員） ただいまの答弁、ちょっと寂しい言い方に聞こえてしまいました。とても残念です。

三春病院においては夜間機能ということ設けるのは現時点では厳しいということなんですけれども、現時点ということなので、今後についてはそういう検討をお考えのことはあるでしょうか。

また、三春病院ということではなく、町内の病院、個人病院、そういったところにも先生とかの連携を取りながら夜間診療を依頼する、委託するということは、お考えはあるでしょうか。お聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 再質問にお答えいたします。

やらないということではなくて現在できないというのが実情だということでございまして、やっぱり今ある医療サービスの質というものをまず今後も継続しつつ、医療機関、こちら医療従事者、現在も大変人が少ないというふうな形の中で実施をしていただいておりますので、これ以上負担がかからない、健康に働き続けられるといったような環境が整うということになれば、改めて需要調査を実施して、財政状況なんかも勘案した形の中で検討は可能なのかなと考えております。

あと2点目ですが、田村市にあります夜間診療所。こちらは田村医師会の方で受託をして実施をしているということで、現在既に町内のクリニックの先生方に当番で請け負っていただいているという状況ですので、新たにまたということについては、なかなか難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

14番。

○14番（遠藤亮子議員） ただいまおっしゃったことはよく理解をしております。

ただ、三春町に夜間診療所を設置という町民からの声というのは、以前ありましたでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 お答えします。

具体的にそのような要望を直接伺ったことは、今のところございません。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

14番。

○14番(遠藤亮子議員) これまでに夜間診療所設置の方の要望とかということがなかったというお話だったんですが、今回このような夜間診療所の設置を私の方で質問させていただくにはちょっと理由がありまして、私自身のことなんですけど、35年前に1歳半の子どもを亡くしました。そのときに、夜間から熱を出し早朝になって手に負えない状況になり、救急車を要請したところたらい回しにされ、結果的には郡山の病院で命を落としました。

そういうところから、少しでも近くに病院があったらという親の思い、そういう願いがあって、私は35年前はその余裕はありませんでしたが、2年後ぐらいに町の方に夜間診療所の設置ということでお願いをしに来たことがあります。足を運びました。そのときに「検討いたします」というお答えだったんですが、それから34年経って、このようなありさまということで、私の方は少しでも救える命があるのではないかなという考えの下にこの質問をさせていただいております。

やはり救急車で運ばれている家族、本人はもちろんのことなんですけど、1分1秒でも早く病院に着かなきゃ、私は助かるのだろうかという不安、誰しもあると思います。お子さんをお持ちの皆さんは「何で夜中に熱を出すんだろう」「日中は何でもなかったのに、何で夜中なんだろう」と、そういう経験をお持ちの方も大勢いらっしゃると思います。そういう不安を少しでも取り除くということで、私は一人の町民として、その目線として、町にこのような要望をしております。

厳しい状況の中というのは、重々承知しております。ただ、在宅ということで、在宅当番医制というのが各医療機関の方であるというふうにも伺っております。地区の医師会が実施する在宅当番医制。定着を図るということも、地域の安全・安心につながるとも思っております。

そのためにも、町内に夜間診療所の設置というお考えを少しでも示していただければ、考えていただいているんだなということが分かるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 お答えします。

繰り返しになってしまうかもしれないんですけども、まずは厳しい医療環境、やっぱりそういう中で、今は医療サービスを今後も維持・継続をしていくということがまずは第一歩なのかな、重要なのかなというふうにも考えております。人材不足などによりまして、ひっ迫しています医療現場を支えていただいている医療従事者に、ちょっとこれ以上負担を求めるといったことについては、現時点ではなかなか難しいという実情、医療にも限度があるということをご理解いただいて、当面は今ある医療サービスを適切に活用していただくということが必要なのではないかと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あと医療へのアクセスなんですけども、当然、医療サービスを充実させることも大切なんですけども、反面、現在この日本での医療の問題点でもあるんですけども、どうしても誰でも自由に診療できるというフリーアクセス、あとは医療費につきましても、国民皆保険制度ということで、3割以下で受診できるといった形の中で、先進国の中でも医療サービスについては充実しているということなんですけども、反面、その手軽さから軽症でも救急車を呼んで

タクシー代わりに利用するとか、あとは昼間、日中の混雑を避けるために夜間診療所・夜間救急というものを利用する「コンビニ受診」と言われていますけども、こういったことも残念ながら見受けられ、緊急性の高い患者さんがすぐ診てもらえないという問題も一方でございますので、医療サービスの充実の検討ということにつきましては、検討はしていきたいと思っておりますが、それと併せて、医療を受ける側のそういった理解とか意識の改革ということも大切なのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

○14番(遠藤亮子議員) 2つ目の質問です。ひとり親家庭への支援ということになりますが、町では子育て支援の一環として、ひとり親家庭への様々な支援をされているかと思えます。

現在町内にはひとり親家庭の世帯は何世帯あるのでしょうか。そのなかで親との定期的なヒアリングなどをして、相談窓口は設けているのでしょうか。

4月初めに、お子さんを連れて三春小学校までの登校準備をされている親子に出会いました。「事情があって埼玉から三春の実家に戻ってきました。ひとり親なので安定した仕事に就きたいのですが、三春に平日の仕事があったらな」と、また「夏休みなどの長期の休みになると、必要以上に出費が」と嘆いておりました。

NPO法人「ひとり親家庭サポート団体全国協議会」が7月下旬にインターネットで全国の約2,100世帯に調査を行った結果、ほとんどが母子家庭で、7割が小中学生のいる世帯でした。

ひとり親家庭は貧困率が高く、物価高騰の中、給食のない夏休みは食費など家計の負担が増えることが背景にあります。調査の中で、34%が子どもが夏休み中に1日2食以下で過ごしていることが分かりました。なかにはお米をお粥にしてかさ増ししたり、親が1日1食に減らす回答もありました。お米を買えないときがよくあった、時々あったは計41%に上っております。勤務先のコンビニから廃棄処分になった商品を持ち帰ったり、ご飯を食べずにお味噌汁だけでしのいだりする親もいました。光熱費節約のためエアコンを我慢し、限界になったら水を浴びる。シャンプーは10日に1回との声も寄せられております。

母子世帯の平均年齢が41.9歳、末子の平均年齢は11.2歳、親と同居する母子世帯は24.2%、母親の就業状況が86.3%、雇用形態は正規の職員・従業員が48.8%、パート・アルバイトが38.8%でした。いかに安定した職についていなく、困窮していることが分かります。

そこで、町ではひとり親に向けて、毎年更新ではありますが会計年度任用職員の紹介や、安定して仕事ができる企業の紹介などの周知、また貧困家庭への子ども食堂利用の推進などのお考えはありますでしょうか、お聞かせください。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長 質問にお答えいたします。

まずひとり親の世帯数であります。令和6年7月末現在、ひとり親等に支給される児童扶養手当の受給者につきましては、114名の方が受給されております。しかし、そのご家

族の所得制限等により、児童扶養手当の受給対象とならない方もいらっしゃいますので、ひとり親のご家庭につきましてはもう少し多いものと思われます。

次に、困りごと・心配ごと等の相談は子育て支援課を窓口としておりますが、毎年8月に先ほど申し上げました児童扶養手当の現況届提出の際には、お一人お一人から生活状況等の聞き取りを行うほか、希望者につきましては個別に相談対応を行っているところであります。

次にひとり親の方への就業支援でございますが、町の会計年度任用職員の採用につきましては広く募集をしており、ひとり親のご家庭に限ってとの募集は行っていないところでございます。

ひとり親のご家庭につきましては、先ほど申し上げました児童扶養手当の現況届提出時期に併せまして、県中保健福祉事務所の相談員による「ひとり親家庭就業支援巡回相談会」を開催し、就労に関する相談等に応じております。また、年間を通しまして「ひとり親家庭就職相談・就業支援」に関する相談窓口または生活自立サポートセンターによる生活困窮者向けの「就労準備支援事業」の紹介や、生活支援に関する情報等を提供させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

14番。

○14番（遠藤亮子議員） ただいまの答弁の中に「お一人お一人から生活状況等の聞き取りを行う」とか、「希望者に対しましては個別に相談対応を行っております」とのことでしたが、実際これはどのぐらいいらっしゃいますか。そしてその相談内容というのは、ちょっと具体的にお聞かせいただければと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長 再質問にお答えします。

8月の現況届の際の届出を持って来られた場合に、保護者の方、特にお母様方が多いことになろうかと思っております。その中で心配ごとというのは年間数件程度と認識してございます。内容につきましては様々なことがあります。大きいものについてはお子様の育児に関すること等々が多いように感じられます。年間の相談、現況届提出の際につきましては、数件程度の相談内容というところでの答弁とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

14番。

○14番（遠藤亮子議員） 質問内容については分かりました。

先ほど私の質問の中で、会計年度任用職員ということで広く募集をされているというお話でしたが、結構お聞きしますと知らない方が多いということなんです。全て周知される場合においても一部の方は知っているんだけど知らない、あとスマホの町LINEとか、そういったものに特定の人しか見ることができないというような場合もあつたりします。なので、こういう周知の仕方というのは、町民の皆さん誰しもが把握できるような周知の仕方をしていただければありがたいなと思っております。そういったことに関しての周知方法というのは、どのようになってますでしょうか。お聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長 質問にお答えします。

町の会計年度任用職員の募集につきましては、町広報または公式のLINE等々で周知を図っているところでございます。議員お質しのとおり、分かりづらいというようなことであれば、広報への掲載の仕方、あとはLINE等への見やすい・分かりやすい広報に心がけて募集を行っていきたい。

なお、先ほど申し上げました他の就業支援の事業についても、広報または町公式のLINE等で分かりやすい周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

14番。

○14番(遠藤亮子議員) ただいまの周知方法については理解できました。

私の質問の中に、生活困窮とかやっぱり食費とかが大変ということで子ども食堂、または困窮していらっしゃる親の大人食堂という、普及というものは町全体としては考えがあるのかお聞かせください。そういうものが実現可能なのか。

また、特定に夏休み中、長期にわたっての休みのときだけでもそういったものを、食事を提供するというような期間を設けたりすることは、お考えがあるのかお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長 ただいまご質問の食事、あとは子ども食堂についてのご質問かと考えますが、実は情報によりますと、町の社会福祉協議会の方が主体となりまして、10月開設を目途に子ども食堂を開設したいと。詳細についてはまだ検討中のところもあるという話を伺っておりますが、その中ではお子様だけでなく町民の方々も安価な金額で飲食できる食堂とか、あとは町民の方が集まる場としたいという考えを持っておるようでございますので、その辺の情報が決定、あとは詳細が情報としていただければ広くPR・周知を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で14番遠藤亮子議員の質問を終結します。

1時間以上経っておりますので、ここで暫時休憩といたします。再開は15分。

…………… ・ ・ 休 憩 ・ ・ ……………

(休憩 午前11時08分)

<休 憩>

(再開 午前11時15分)

…………… ・ ・ 再 開 ・ ・ ……………

○議長 休憩前に引き続き再開いたします。

6番石井一正議員、質問席に登壇願います。

○6番(石井一正議員) 私はいよいよ2050年、人口減のピークが来ると。これは国家問題として、その情報は皆さんのところに入っていることだと思っております。それで、今日は三

春町の人口減対策として質問を3つほどさせていただきます。

現在三春町はモンベル事業をスタートさせました。これは企画政策課の推進として、これから来る日本国の人口減という国家問題を救う先進的な事業になります。

そこで、モンベルプロジェクトチームの現在の進行状況の答弁を当局にお願いします。

○議長 石井議員。質問の趣旨が分かりませんので、もう一度質問席で質問をお願いいたします。

○6番(石井一正議員) モンベル事業はこれから来る日本国の人口減という国家問題を救う先進的な事業になると思います。その辺で、私は是非このモンベル事業の状況をまず当局にお話を聞きたいという質問であります。いかがでしょうか。

○議長 質問の通告では、モンベルストアの開店に合わせて「紙漉の里」と同じような住宅団地造成をお願いしたいというのが質問の内容だったと思うんですが、そういう内容で良いですか。

○6番(石井一正議員) はい。それは次に質問します。

○議長 いや、次でなく石井議員はこの1点だけの質問なんです。ということで、1点にまとめて、住宅団地造成まで質問をお願いします。

○6番(石井一正議員) 事業がこれから令和10年頃になると、100万人近い観光客が入り、町内経済波及効果も年商1億円になるという見通しがあります。

ただ、そこで三春町に来る全国の人たちを迎えるべく、宅地造成の必要性を私は必要とします。

30年ほど前、産業課が紙漉の里を仕上げました。里山での農村強化を世界の人たちが求めて三春にやってきます。産業課が田園型の宅地造成が必要と考えますが、回答を頂きたい。本日の私の質問をまとめて述べさせていただきました。答弁をお願いします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 まず、過足地区の紙漉の里の事業についてのお話を先にさせていただきます。これは平成7年から9年にかけて、「豊かな田園生活環境を提供する」ということをコンセプトとして、事業費約6億円、40区画の分譲地を提供した事業になります。

近年では平沢の四合田住宅団地の提供を行っております。今年度は住宅研究会と連携し、新たに斎藤地区の「さくらタウン町田」の住宅団地の提供を進めているところでありますが、現在、さくらタウン町田や岩本住宅団地、鶴蒔田地内の町有地など、未分譲地がある状況となっております。

お質しの新たな宅地造成につきましては、こうした状況を踏まえ、年間の新築住宅件数の動向ですとか民間事業者による分譲の状況、財政負担の想定、さらには増加する空き家の利活用が図れないかといった幅広い観点からの検討が必要だというふうに考えております。

今後予定しています住環境の充実に向けた方向性を示す住宅マスタープランの現在策定を進めておりますが、その策定などと併せ、先ほど申し上げました幅広い観点から検討を行っていききたいと、そのように考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

6番。

○6番(石井一正議員) 私としてはモンベル事業が、キャンプ場が最終的な事業になると判断していますが、そこで終わってもらっては困ると。人口増を考えたときに、やはり今坂本町長がおっしゃったように、宅地造成として新しい住居。全国から三春に来て住みた

いという、そういう人たちを受け入れる宅地造成まで持って行ってもらいたいということが、私のモンベル事業を評価しながらも継続をしていただきたいということでありますが、その辺、坂本町長どうでしょうか。ひとつご答弁をお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

モンベル事業の効果に対する希望が大変大きいということを知って、非常に安心しました。我々も頑張っていきたいと思えます。

そもそもモンベル事業の狙いというのを改めてお話をさせていただきますと、まずは町外からたくさんの来場者を町内に招く。それに伴って町内の農産物或いは飲食店、場合によっては宿泊施設、そういったものが間接的に経済が潤っていく。そして、三春町の景観や住まいを気に入っていただいて、定住希望が出てくる。そういったものが理想的だなと考えているのは全く同じであります。

そのなかで三春が気に入って三春に住みたいといった場合、必ずしも大規模な住宅団地を希望しているわけではないのではないかなというふうに思っております。こういった静かな里山の中にある意味静かに、或いは集落の中に、地元の方と仲良く、様々な形が想定されると思うんですが、そういった形で住みたいといった場合、それを受け入れる、そういった体制を整備していくというのがこれから我々行政の課題というふうに思っております。

そういったものを含めまして、先ほど申し上げました住宅のマスタープランというのを現在作っておりますので、そういったご要望にはこういった形で応えていこうというものを具体的に現在準備を進めている、そういったことであります。

○議長 質問があればこれを許します。

6番。

○6番(石井一正議員) 人口を増やすということは、坂本町長の答弁を聞いて一つ安心をすところはありますが、これは全国の市町村がおそらく競争の中で人口増を狙うという全く国家的な問題。恐らく政府も動くでしょうが、本当にこれはモンベル事業が今スタートさせているということに対しては、私は敬意を表しますが、ただ、やはり事業というのは予算がかかります。事業予算がかかりますから、その辺の、再度本当に申し訳ありませんが、坂本町長、事業予算的にはいかがなものでしょうか。

○議長 答弁できますか。

坂本町長。

○町長 モンベル事業と人口増のための住宅施策、この2つに分けて考えた方が答えやすいものですから、そのように答えさせていただきます。

モンベル事業ということで非常にイメージアップの効果があると思えます。それを上手に使っていきましようというのが町の基本的な考え方であることは変わりございません。

もう一つの住宅施策。人口増対策としての住宅施策なんですが、先ほど質問の中に市町村間で取り合いの競争が起きるのではないかというお話だったんですが、これはこおりやま広域圏に限って言えば、そのような動きはあまりありません。

というのは、これから全国的に人口がものすごいスピードで減っていくわけです。その中で隣同士の自治体で争って人の奪い合いをやるというのは、これは不毛な戦いです。これは各自自治体とも自覚していて、そういった取り合いをやるつもりはまずないと思うし、やらないと思えます。

そうではなくて、2040年、2050年になるとどういうふうなことになるかという大体のイメージなんです。多分30万都市の周辺には人はおのずと集まってくると思います。先ほど地域医療の関係の質問もございました。公共交通の質問もございましたけども、最終的には人口圏と同時に自然と移動が進んで、今現在、この辺でいえば郡山市近辺に人がお住まいになってくる時代が来るのではないかというふうに想定してございます。

そういった場合、三春町の立ち位置を考えると、郡山市の東側に隣接しています。この立地条件を十分に活かしていきましょうということです。

分かりやすい例で言いますと、つい先頃、消滅自治体として三春が入ってしまったのですが、入っていないところがありました。例えば大玉村、本宮市であります。これは郡山市と粘っております。その条件を十分に生かして人口増に成功しております。残念ながら三春町は粘ってはいるんですが、思ったほど伸びていない。ただ、郡山市から三春に転入してくる人と、三春から郡山に転出する人の差を調べてみると、ここ何年間かは郡山から三春に転入してきている人が増えております。このタイミングをちゃんと捕まえていくと。ある意味郡山のベッドタウンとしての機能をきちんとしていくというのが大きな狙いの一つになります。

ただ、この方法としては、具体的には先ほど答弁にありましたとおり、大きな宅地造成をして、一生懸命たくさん受け入れましょうという戦略ではありません。既存の住宅・空き地なども十分に利用してその中に住んでいただく。或いは今回のさくらタウン町田のように、集落の中に幾つかの区画を準備して、コミュニティを大事にしながら住んでいただくというのが町の戦略であります。そういった形で身の丈に合った住宅造成といいますか、住宅地の整備をしていくと。これは財政的な負担も大規模造成団地を造るよりもはるかに軽いものですから、そういった意味でも身の丈に合った住宅施策を進めていく。これが私どもの考えでございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で6番石井一正議員の質問を終結します。

○議長 11番橋本善一郎議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○11番(橋本善一郎議員) 議長の許可を頂きましたので、さきに通告しておきました2点について質問いたします。

第1点目が、防犯カメラの設置について質問させていただきます。

少子高齢化の進む中、生活環境も近年大きく変わってまいりました。日中でも夫婦共働きで留守にしている世代の増加、今後も窃盗等の犯罪の増加が懸念されています。

また、車からの空き缶・ペットボトル等の投げ捨てなど、啓蒙活動だけではなかなか対処しきれない時代になってきていると思われまます。

田村警察署にお話を伺いに参りましたが、令和3年度までは窃盗等の事件も減少していましたが、令和4年以降、増加傾向にあるとのことでした。防犯カメラが設置されれば、事件等の起きた時刻に不審車両等の特定につながる可能性があるとのことでした。

私の住む地域でも年2回のクリーンアップ作戦を行っていますが、中には目に余る不法投

棄も見受けられます。今後、交通量の少ないところにも防犯の目が行き届き、不法投棄・窃盗等の犯罪の抑止のためにも防犯カメラの設置は必要ではないでしょうか。

また、消防団による防犯活動の軽減にもつながるのではないかとこの団員からの意見もありました。消防団の人員確保が課題になる中、新たな防犯対策の一つとして考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、町においては、今後防犯カメラの設置の考えがあるのかどうかお質いたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

近年の窃盗や不法投棄などの犯罪の増加に対し、町としても防犯対策の強化が必要であると認識しており、すでに庁舎など一部の公共施設や不法投棄が多く見受けられる場所などには防犯カメラを設置しております。これにより一定の効果を上げていることから、さらなる防犯対策を図るため、犯罪が発生しやすい場所や防犯対策がより求められる場所などへも新たにカメラの設置を検討しているところであります。

現在、周辺自治体における設置状況や先進的な事例の調査をはじめ、効率的な防犯カメラの設置手法や設置した後の管理運用方法、費用対効果の検証、プライバシーの保護など課題を整理するため、多方面からの検討を進めているところでございます。

引き続き、これらの検討を慎重かつ迅速に進め、地域の防犯対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

11番。

○11番(橋本善一郎議員) まず1点目なんですけども、防犯カメラの設置、地域に設置を要望しているわけなんですけども、年度的には何年ごとか、いつ頃設置に入るのかお伺いします。

2点目においてですけども、地域において例えば交通量の多いところとか、それから空き缶・ペットボトルのポイ捨てが多発するような場所とか、地域においていろいろあるわけなんですけども、重点的にはどういった場所に、今後設置していくのかお伺いいたします。

それと、あと防犯カメラの設置に対して、多分地区の防犯協会の方で管理運営に当たるようにはなるかと思うんですけども、そういった場合に町からの助成はあるのかどうかお伺いいたします。

それから、機種によっていろいろあると思うんですけども、どういったもので今後対応していくのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 再質問にお答えいたします。

4点ほど質問いただきましたが、まず2点目から答弁したいと思います。

設置の箇所でございますが、設置箇所につきましては、過去に犯罪が多くあった場所ですとか通学路や公園などを中心に、田村警察署、あとは各地区まちづくり協会や消防団などとそれから防犯協会の皆様とご意見を伺いながら、設置箇所については検討して参りたいと。

このように考えてございます。

それから、維持費の助成等の考えでございますが、防犯カメラの設置方法、その後の維持管理手法については、先ほど答弁したとおり現在検討中でございますが、基本的には町が負担するものと考えてございます。また、防犯灯のように町が設置し地区で維持管理をお願いする場合には、助成等についても検討していかなければならないと考えてございます。

それから、3点目の防犯カメラの機種でございますが、ご指摘のとおり、防犯カメラの機種によっては維持費や保守費用も異なりますが、特にネットワーク型カメラの場合は、インターネット接続料等が発生するため管理費用も割高となりますので、防犯カメラの購入時に初期コストだけではなく、長期的な維持費も総合的に評価して、どういった機種にするかは判断して参りたいと考えてございます。

これらの課題を整理しまして、開始時期については早々に検討して参りたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

○11番(橋本善一郎議員) 第2の質問に移らせていただきます。

中郷幼稚園の今後の活用について。中郷幼稚園が今年度をもって閉園となりますが、閉園後の活用計画はあるのか。地域にとって幼稚園周辺は中郷学区区となって、シンボリックな存在であるわけなんですけども、その中で今後の利活用が重要になってくると思います。早い段階から活用方針を決め、対応することが重要だと考えます。

そこで1点目なんですけども、町においては今後の活用計画はあるのか。

2点目、今後の維持管理はどのように進めていくのか。

3点目として、地域で利活用を図る場合に助成金・補助金等の支援策はあるのか、お伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。

中郷幼稚園の活用についてですが、まず、町の考え方や現在の状況についてご説明をさせていただきます。

中郷幼稚園の活用を検討するにあたっては、小学校や地区交流館などと一体的に整備され、「中郷学校」という名称が示すとおり、地域の子どもから大人まで多くの方々が集まり、にぎわう場所として利用されてきたことを大切にしていきたいと考えております。

また、小学校教育のあり方に関する基本方針(案)でもお示しさせていただいている「地域と共にある学校再編」という考え方において、「地域のコミュニティの維持」や「子どもの活動拠点の設置」を掲げております。そのための場所として中郷幼稚園の活用なども考えられるところでございます。

こうしたことを踏まえたなかで、町としては、中郷幼稚園の活用については、まず、地域の意向や要望が重要と考えております。昨年と今年になります。中郷地区まちづくり協会の役員の皆様と2回ほど懇談をさせていただいております。

内容については、中郷幼稚園をサロン事業で活用する、防災拠点として活用する、また先

ほども申し上げた小学校教育のあり方に関する基本方針（案）の状況によっては、小学校との一体的な活用の検討もあり得るのではないかといった意見があったところでございます。

様々なご意見を頂いたなかで、まず1点目の具体的な活用計画についてであります。小学校教育のあり方に関する基本方針（案）の動向を踏まえたなかで、地域の皆様と時間をかけて検討を進めていきたいというふうに考えているところであります。

また、2点目の今後の維持管理については、活用の検討を進めるなかでも施設の機能などが損なわれることのないよう、適正な維持管理に努めていきたいと考えております。

3点目の地域での利活用を図る場合の助成等についてであります。活用の検討を進めるなかで具体的な利用方法や管理方法などが検討され、町が取り組むべき内容・実施すべき内容などが整理されていくものと認識してございます。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

11番。

○11番（橋本善一郎議員） 先日、栃木県の方にアウトドアを活用した廃校の事例を視察に行ったわけなんですけども、そのお話の中で、そこは幼稚園とは違うんですけども、小学校廃校になったところでキャンプ場を設営する事業を行っている個人の事業の方だったんですけども、その中でお話を伺ったわけなんですけども、今の30代の方の、若い方が事業を興す場所がないと。IT産業が盛んになっているわけなんで、以前のような大規模に人を雇って事業を展開するというような方法もあるんですけども、若い世代が単独でもしくは少人数で起業する場合に行える場所がないというようにお話を伺って、そういった場所を提供したいんだというように、校舎の中ですけども、そういったお話を伺ってきました。

幼稚園もなんですけども、広域に事業を何とか募集したり、それから若い人たちの今後、事業を展開するような場所としても考えてみてはいかがかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 先例事例などの提供をいただきましてありがとうございます。今、再質問でご質問いただいたような内容も含めまして、具体的にはまだこれからというふうな段階にございます。様々な可能性を含めまして検討していく、そういうことでご了解いただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 質問なしと認めます。

以上で11番橋本善一郎議員の質問を終結します。

午前中あと10分ほどなので、途中になってしまうおそれがありますので、これで午前中の質問を終わらせていただきまして、1時より再開いたします。

……………・・ 休 憩 ……………

（休憩 午前11時47分）

<休 憩>

（再開 午後 1時00分）

……………・・ 再 開 ……………

○議長 休憩前に引き続き再開いたします。

3番大内広信議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○3番（大内広信議員） それでは事前通告に基づいて、三春町内中学校部活動改革について、1点質問を行います。

三春町内は三春中・岩江中の2校があります。昨今の部活動は部員減少で、学校や競技によっては合同部活動として活動し、大会等に出場することが認められるようになってきました。

町内の2校も他市町との合同チームで大会に出場しております。こうした柔軟な対応が人数不足で競技を諦めたり、大会を諦めざるを得ない子どもたちを救っております。合同部活動は多くの学びがあり、素晴らしい成績を収めている競技もあります。しかし中学校部活においては、最も重要なことはプロセスだと思います。

他市町との合同チームでは平日練習することができません。大会もぶっつけ本番が多いです。他市町との合同チームは素晴らしい局面もある一方、基本的な問題の解決にはつながらず、教員の負担増になる可能性もあります。

今後は他市町との合同部活動ではなく、三春中・岩江中の2校が合同部活動として活動していくことを推進したいと思います。そこで、部活動改革のために3点質問します。

1点目、競技において2校が合同部活動として活動する場合、平日はスクールバスが必要になります。生徒・顧問の先生・保護者のために運行は可能でしょうか。

2点目、三春中に希望部があり、岩江中に希望部がない場合、特例として三春中の部活に入部して合同部活動として活動することは可能でしょうか。

3点目、両校にない競技において、部活動立ち上げではなくクラブチームの立ち上げを推進したいです。町として支援は可能でしょうか。

3点お聞かせください。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 ご質問にお答えいたします。

中学校の部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化、科学等に親しむことで、責任感や連帯感を養うなど、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであります。学習指導要領にもそのように位置づけられております。

部活動の実施にあたりましては、スポーツ庁や福島県教育委員会が定められたガイドライン等において、平日に週1日、土日にいずれかを休むなど、適切な休養日を設定することとされ、練習時間については平日2時間程度、休業日では3時間程度と示されており、町内の中学校の部活動もこれに従って実施しております。

1点目のご質問ですが、部活動の活動時間は平日2時間程度としておりますので、バスでの移動により練習時間が短くなること、また、移動により帰宅時間に遅れが生じるなどの可能性があることなどから、生徒や保護者に様々な負担をかけることが想定されます。したがって、合同部活動の導入及びスクールバスの移動については、実施は厳しいと考えております。

2点目のご質問ですが、学校の部活動は学校における教育活動として位置づけられておりますので、生徒個人意思により、他校の部活動に参加することは望ましいとは思え

ない状況がございます。また、他校の部活動の参加を認めた場合、派遣する側の学校の活動が成り立たなくなるなどの可能性もありますので、課題が多いものと考えております。

3点目のご質問ですが、中学校の部活動は国などの方針として地域移行を進めていくこととしており、その方法として総合型スポーツクラブの設立等が示されております。三春町においては、現在、部活動の地域移行後の組織づくり及び指導者育成等を目的として、指導者及びスタッフを学校部活動へ派遣する事業を実施しております。

総合型スポーツクラブの設立をはじめ、部活動の地域移行を進めるにあたりましての情報収集を行っているところであり、その検討の中で、支援等についても考えて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

3番。

○3番(大内広信議員) 教育長の答弁、十分理解をしております。

三春中と岩江中の距離があのでございますから、大体車10分ぐらいでは恐らく行き来はできるんですが、ただ、先ほど答弁にあったように、まず両校の学校の予定が違うことや、あとは平日の活動を一緒にするとすれば、やはり年度当初からのカリキュラムの編成も関わってくると思いますので、かえって先生方に負担を強いられるというのは十分理解をしています。

ただ、やはりその中で、今現在三春中と岩江中の中で、恐らく1つの競技においては合同で試合に出たりとか、土日ですね、大会に出ているチームがあるかと思っております。

私がやっぱり一番懸念しているのは部活動において少人数制、これやむを得ないと思うんですが、平日5～6人ぐらいの部活動の競技において、例えば体調不良とか、あと怪我をしまったりすると、日によっては2～3人ぐらい休む生徒が出てくると、平日の2時間のところを2～3人で活動するというのは、私がかえって大変じゃないのかなと、要は好きな競技から離れてしまう可能性も個人的にはあるんじゃないのかなというところをちょっと危惧、懸念をしております。もちろんその環境下の中で生徒は、先生たちは一生懸命やっているのは十分承知をしています。

ただ、部活動に限らず、町内の学校が多方面において、合同で何かをやるというのは、やっぱり大事なことでないんじゃないかなと思っております。平日練習ができない、十分承知しているんですが、その中でも部活動、さらに学校活動においてもどうでしょうか。月1回とか月2～3回とか、また年間のカリキュラム、スケジュールのところでは先生方が調整をもらって、年に数回ですね、三春中と岩江中の子たちが、生徒たちが、部活動・学校活動を通して一緒にできる時間を作っていただくことは可能でしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 同じ町内の中学校が同じ活動をしていく上で、様々な形でお互いに影響を与え合うということはとても大切なことだと思っております。

合同チームはそもそも片方の学校に十分な人数がない、片方は十分な人数があるということで設定することはできません。例えば岩江中学校に野球部の子どもが少なくなって、三春中学校に潤沢な部員がいた場合、それをセットにすることによって、三春中学校の子どもたちが大会の試合に出れないということがあるので、そういう考えではなく、そもそも規定の人数よりも少ない学校同士が合同チームを作って大会に出るということの考え方なので、それはそれで尊重していきたいと思っております。なかなか町内で合同チームが作れないのはどうい

うことだということは、今お話をしたことでご説明できるのかなと思います。

その上で、やはり様々な形で連携する活動も大事だということを考えておりますので、場合によっては合同の練習会を持ったりということも、部活動の地域移行を進めていく一つの方法として十分意義があるものだというふうに考えておりますので、必要によって取り入れていきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

3番。

○3番(大内広信議員) 今の教育長の答弁で、地域移行の答弁がありました。

私は現場で外部指導員ということで登録させてもらって指導させていただいているんですが、やはり三春町のこの地域移行、特に外部指導員については福島県の中でも結構先に進んでいるんじゃないかなと、素晴らしいことだと個人的には思っております。なので、部活動から地域移行に変更といいますか、国の指針に合わせていくと思うので。

ただ、私は一点、この部活動改革については、小学校の学校再編と同じじゃないかと思っています。学校再編も子どもたちが少子化で、これから三春町内も少なくなる。それに合わせて「子どもたちにとってどの教育が一番良いのか」というところを、長い年数をかけてたどり着いた結論・答えというものが、学校再編というふうなことになっていると思うんですね。やはりこの部活動も、地域移行も併せて、今後この三春町の部活動もしくは地域移行がどのような方向性に舵を切っていくのか。要は、将来的なビジョンも含めてお聞かせいただければと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

部活動のあり方としまして、地域移行の今後ということでございますが、議員がご指摘のとおり、少子化進みますと、特に団体による部活動においてはチーム編成ができないという状況が訪れるのは、もう、すぐそこまで来ているという状況でございます。

そういった中で、現在移行期間でありますので、他の市町村につきましても、中体連の活動でクラブチーム或いはスポーツ少年団といった形で参加している競技もございます。

そういったことの情報収集を進めながら、どのような形式のスポーツクラブ或いはスポーツ少年団等で活動していくか、そういったものを見極めながら、その部活動の受皿といいますか、実施団体として育成をしていきたいというふうに考えております。

そのような状況ですので、現在は情報収集を行い、その中で支援等についても検討して参りたいという状況になっております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ごさいませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で3番大内広信議員の質問を終結します。

○議長 15番鈴木利一議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○15番(鈴木利一議員) さきに通告してあります2点について質問いたします。

まず1点目なのですが、内部通報制度についてであります。

今他県であります。連日、新聞やテレビなどで報道されています内部通報について、これまでに多くの企業などの不祥事が従業員などによる内部通報で発覚しております。消費者庁が実施した調査では、不正発覚のきっかけの第1位が内部通報。これで58.8%。内部監査で発見されたのが37.6%。内部通報の方がかなり大きく上回っております。この内部通報制度は組織の自浄作用を発揮させるきっかけにあり、また、組織の信用を失わないためにも必要な制度であります。

そこで、第1点目なんです。通報者を守る公益通報制度は町で整備されているのか、お伺いいたします。

2点目です。過去にこのような通報があったのか、お伺いいたします。

3点目です。通報があった場合、どのように対処したのか、お伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 答えいたします。

公益通報者保護法は、労働者や退職者の方が勤務先である事業者の法令違反を認識して、事業者の内部や外部機関に公益通報した場合に、通報したことを理由に不利益な取扱いを受けることのないよう、公益通報者の保護と法令規定遵守のために必要な措置等を定めた法律です。

公益通報者保護法第11条では、事業者に対して内部通報に適切に対応するための必要な体制として事業所内の窓口設置、担当する「従事者」の指定と内部規定の策定等が義務づけられております。地方公共団体も対象となっておりますが、労働者数が300人以下である本町の場合は努力義務とされていることから、公益通報者保護制度は現在のところ未整備となっております。

2点目につきまして、詳細は答えはできないんですが、内部・外部通報にかかわらず事案はありました。この場合、公益通報者保護制度は未整備でありましたが、事案が発生した場合には関係者の個人情報や守秘義務に十分配慮しながら、事案ごとに調査委員会を設置して対応して参りました。

しかしながら議員ご指摘のとおり、公益通報者保護制度を整備することにより、組織における法令遵守のさらなる徹底と事案の未然防止を図ることができると考えております。また、公益通報による事案が発生した場合でも、通報者保護を明確にすることができ、手続等を規定することにより、事案をスムーズに処理できるものと考えておりますので、今後本町における公益通報者保護制度の体制を整備して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） 今の答弁ですと、事案ごとに調査委員会を設置したということは、多分ですが複数回の通報があったのかなというふうに答弁から受け取ることができます。

それで、その場合の調査委員会のメンバー。これは内部の人なのか外部の人なのか。また、その人数についてお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 調査委員会につきましては副町長が委員長となりまして、あと、委員に課長を選任、事案によりまして、4人から5人の課長を選定いたしまして、調査をしております。外

部の方は委員には入れておりません。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

15番。

○15番(鈴木利一議員) まず、調査委員会の関係では内部の人だけでやったということなんですが、本当にそれで良いのかなというふうに思いますね、これは。

まず、外部の人を入れて第三者で見るとというのが非常に大切だというふうに思います。その辺について、まず、外部の人を入れてやっていくんだという、その辺の関係はどういうふうに考えているのか。

またですね、公益通報の窓口。これも多分内部だとは思いますが。今までの新聞報道、テレビ報道なんてよりますと、やっぱり内部では抱えきれない問題があったり、いろいろ一つのつながりでもって、あると思うんですね。そういった面でも外部の窓口が必要になってくるんじゃないか。よく言われるのが、「顧問弁護士が窓口になるのが一番良いんじゃないか」というふうにも言われております。この辺についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 公益通報者保護制度につきましては、まだ町の方で体制整えておりませんので、今年度中に制度の方を整備したいと考えております。その中で委員の方の、どういう方が良いのかということも検討して、外部の方、それから役場庁舎の中というふうにした方が良いのか、その辺も検討した上で、制度の方を整えて参りたいと考えております。

○議長 質問があれば、これを許します。

15番。

○15番(鈴木利一議員) 通報制度を確立していくのは非常に大切なことですよ。それで、今のところはもう300人以下だからというので整備されていなかったと。これからだということなんですが、内部の人数に関わらず内部通報制度を整備していない場合には、消費者庁から行政指導があったり、名前が公表されたりするということがありますので、これは大至急につくる必要があるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 先ほどから申し上げておりますように、今年度中にということでございますが、なるべく早く取りかかって参りたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

○15番(鈴木利一議員) 町の公用車は業務には欠かせないものですが、今現在燃料費の高騰などにより経費節約を図る必要があると思います。

そこで、町の公用車の台数は何台ありますか。

2つ目として、リース車導入の考え方はありますか。

3点目として、日常的な管理と統一的な管理の区分はどのように行っているのか、お伺いします。

4点目ですが、廃車にした場合の処理方法についてお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

菊田財務課長。

○財務課長 では、第2の質問にお答えします。

1点目の町の公用車の台数でございますが、令和5年度末現在で124台で、消防ポンプ自動車やバス、ローダーなどの特殊な用途に使用する車両を除いた乗用車については45台となっております。

2点目のリース車導入の考え方についてでございますが、リース車を導入することにより、維持費を含めた費用の定額化が図られることや、車検点検整備などのメンテナンス費用もリース料に含まれるため、車両管理や予算管理に伴う職員の事務負担の軽減につながるなどのメリットは大きいものと理解してございます。反対に、途中解約や変更契約ができないことや、支払総額が購入するよりも高くなる可能性があるなどのデメリットも挙げられています。

公用車の経過年数、総走行距離、老朽化の状況により更新時期に近い車両から、リースと購入費用を比較した上で、リース車導入を検討したいと考えてございます。

3点目の管理についてでございますが、「三春町庁用自動車管理規定」では、公用車の効率的な運用と使用目的の把握、交通事故防止を図るため、公用車の管理に関する規定を定めております。日常的な管理としては、規定に基づき、使用者は使用申込みをした上で、アルコールチェック、運転前後の安全点検を行い、安全な運行を行うこととしてございます。公用車を効率的に管理するため、運転日誌を備えつけ、使用の都度、使用者名・使用日時・行き先・目的・乗車人数・走行距離などを記載することとなっております。

統一的な管理としては、運転日誌に基づき、使用目的や日数・回数・走行距離などを公用車ごとに集計し、年間稼働率を把握し、公用車更新計画に反映し、廃車や更新の検討につなげ、効果的な公用車の配置や管理を行っているところでございます。

4点目の廃車にした場合の処分についてであります。自主財源確保のため、売却できるものはインターネットオークションなどを利用して、速やかに売却していきたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） まず、特殊な用途に使用する車両を除いて45台という話ですが、町で考える適正な台数はどの程度と考えているのか、お伺いします。

2点目として、新聞報道などによりますと、他市町村では車検切れに気付かず公用車を使用していたとか、そんなことはこの三春町ではなかったのかということ。また、運転免許証が失効しているのに公用車を運転していたなんていうことがありますので、運転免許証の確認方法はどのように行っているのか、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

菊田財務課長。

○財務課長 それでは、再質問にお答えしたいと思います。

45台今現在でございますが「適正な台数は」ということでございますけれども、何台が適正かの判断をするノウハウは持ち合わせてはございませんが、稼働率が低い公用車も多くあるため、現在の台数は多いと見込んでおまして、減車はできるものかなと思っております。ですので、45台より少ない台数が適正な台数に当たるのかなと思っております。

ます。

また、車検切れについてでございますが、過去に車検が切れてしまった公用車があった事実は把握してございますが、その際は走行はしておらず、直ちに自動車整備工場にレッカー移動しまして車検を受けたという事実は把握しているところでございます。

3点目の運転免許証の確認についてですが、特段確認しているということはありませんが、免許の所有しているかしていないかということでの確認でしかないので、免許証を実際見ているということではございません。

○議長 質問があればこれを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） 車検切れの車があったということ。乗っていなかったと、幸いにしてね。ということなんです、そのために一括した管理が必要じゃないのかというふうに思うんです。

だから先ほど聞いたように、一般的な管理と統一的な管理はどのようにしているのかということを知っているわけですね、これ。だから、その辺あったんじゃないかと、あったからどうするかもやっぱりこれからは必要じゃないかと。車検切れでたまたま乗ってなかったから良かったという話なんで、そうではない。きちんと、やっぱりその辺は管理をする必要がある。そう思うんですが、まずそこですね。

あと、免許証の確認なんです、よくこれテレビとか新聞に載りますよね。どここの公用車を免許失効していたのを分からなくて何年も乗っていたとか。だからこういったことが後で問題になってくる。事前にきちんと、やっぱり確認する必要があると思うんですが、いかがでしょうね。

○議長 当局の答弁を求めます。

菊田財務課長。

○財務課長 では質問にお答えしたいと思います。

現在、財務課管理の共用する自動車は7台で、それ以外は各課の管理となっている公用車になってございます。各課の管理の公用車は、緊急時に出勤できる体制を整えるための専用車であったり、特定の事業に使用する公用車に限定して、できるだけ共用利用の台数ですね、共用車に配置替えをするなどして、一括管理して効率的な運用を図っていく必要があると考えてございます。

また、免許の確認につきましては、今後しっかり早急に確認していきたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） 各課に配置した車についてはなかなか統一した管理ができないということなんで、そこはやっぱりきちんと、そういった車検整備とかね、そこはきちんとする必要があると思うんです。各課に配属したから各課で全部できるかという、先ほど言ったように、乗ってなかったから車検切れでしたという、そういった事象が発生するわけですから、そのところはきちんと統一的に管理する必要があると思うんです。この辺がまず1つと。

あと廃車にした場合の処分方法なんです、オークションにかけるということで先月の全員協議会でも消防自動車もオークションにかけるという話がありました。これはかなり前に

廃車にしたと思うんですよね。車っていうのは屋外に置いておきますので、やっぱり経年劣化してしまうということもありますので、オークションにかける場合にも、これ、早急にする必要があると思うんですよね。

まず、オークションにかける時期の問題ね。廃車になったらすぐかけんだっていうのか、しばらく様子を見てというのか、その辺の考え方をちょっと教えてください。

○議長 当局の答弁を求めます。

菊田財務課長。

○財務課長 管理の話になりますが、各課で管理している車両も統一的にということで、車検漏れ等につきましても、再発防止のために車両の予約、グループウェアの方で予約しておりますので、そちらの予約表ですとか公用車の車内・日誌などに車検の満了日などを表示して使用者で共有、あと、目に触れるような形で確認できる環境の方を整えていきたいと考えてございます。

廃車に係る処分、オークションについてでございますが、現在、オークション3台ほど出しております、3台一遍にというふうに考えてございましたので、ちょっと時期がずれてしまったというところがありますが、今後廃車された場合には、早急にオークションの方、手続を取っていききたいと考えてございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） 廃車の関係なんですけど、私の記憶では中郷にバスがあったような記憶があるんですけど、今回それ出てこなかったんですけど、中郷のバスの廃車はどのような手続でやったんでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長 お答えいたします。

中郷小学校のスクールバスにつきましてはかなり劣化が進んでおりまして、部品の交換等もできないということに基づいて廃車の手続を取りました。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） 廃車のオークションなんですけど、オークションご覧になったことありますか。本当に壊れているものもオークションに出るんですよ。乗り物に関わらず。

そして今回廃車にしたということなんですけど、これだって廃車にする前にオークションにかけて、売れなかったら廃車というのはやむを得ないと思うんだけど、壊れているものもオークションにかかっている時代に、かなりひどいから廃車したということは、ちょっとこれは問題なんじゃないと思うんですけど、町の財産をやっぱり一回はオークションにかける必要があるんじゃないか。それで売れなかったら、廃車やむを得ないというふうに思うんですけど、どうでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

菊田財務課長。

○財務課長 そのようなご意見頂戴しましたので、今後はそのような形でやっていきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

15番。

○15番(鈴木利一議員) 今後はじゃなくて、確かに今後も大切なんだけど、あのバス、オークションにかかったらどのぐらいの金額になりますかね。かなりの金額になると思うんですが。本当にオークションにかかると車なんかは特に外国に行ったりするんで、非常に高値がつくんですよね。だから今後はというよりも、今回の処分方法に問題があったんじゃないかというふうに、まずは一つ思います。その辺についてどうお考えでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 実際かなりの劣化が進んでいるということで、担当課としまして廃車という判断をさせていただいたということで、今ご指摘を頂きまして、確かに海外等へのオークション等での販売ということにつきまして、その際認識をしていませんでしたので、その点については申し訳なかったというふうに考えております。今後につきましては、先ほど財務課長が答弁いたしました、十分オークションの方、対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

15番。

○15番(鈴木利一議員) バスの件に関しては、これは答弁は要りませんが、こちらでもきちんと調べさせていただきますので、まずここで話をしておきます。

以上です。

○議長 答弁は要りませんか。

(不要の旨の声あり)

○議長 あと、質問はございませんか。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で15番鈴木利一議員の質問を終結します。

……………・散会宣言……………

○議長 以上で、本日の日程は全て終了しましたので、散会します。ご苦労さまでした。

(午後1時43分)

令和6年9月10日（火曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 影山孝男	2番 三瓶一壽	3番 大内広信
5番 山崎ふじ子	6番 石井一正	7番 小林孝
8番 松村妙子	9番 三瓶文博	10番 篠崎聡
11番 橋本善一郎	12番 佐久間正俊	13番 影山常光
14番 遠藤亮子	15番 鈴木利一	16番 影山初吉

2 欠席議員は次のとおりである。

4番 佐藤弘

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 荒井公秀	書記 橋本和宜
	書記 佐藤祐梨子

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	坂本浩之
副町長	伊藤朗

総務課長	宮本久功	財務課長	菊田誠子
企画政策課長	渡辺淳	住民課長	佐久間島宏
税務会計課長	今泉喜徳	保健福祉課長	影山清夫
子育て支援課長	大内広三	産業課長	遠藤晃
建設課長	新野恭朗	企業局長	伊藤晴之
教育長	添田直彦	教育次長兼 教育課長	藤井康
生涯学習課長	鳴原健二		

農業委員会会長	橋本正亀
---------	------

代表監査委員	鈴木輝夫
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和6年9月10日（火曜日） 午後2時00分開議

第1 諸般の報告

第2 付託議案の委員長報告及び委員長報告に対する質疑

第3 討論及び採決

議案第43号 三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第45号 令和5年度三春町水道事業会計未処理欠損金の処分について

議案第46号 令和6年度三春町一般会計補正予算（第3号）について

議案第47号 令和6年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長 質疑なしと認めます。

以上で総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は8月30日に日程設定を行い、9月2日、9日及び10日に第3委員会室において開会いたしました。また、9月6日に町内関連施設の現地見学を行いました。

議案第44号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

広報広聴常任委員会委員長。

○広報広聴常任委員長 広報広聴常任委員会より報告いたします。

本委員会は6月会議での報告から昨日まで、「みはる議会だより」に係る取材・編集・発行などのため、計3回開催いたしました。また、福島県町村議会議長会主催の広報研修会にも参加いたしました。

最初に、8月1日発行の第177号に対して、7名のモニターさんや議会クイズ応募者から寄せられたご意見・ご感想を確認し、今後の議会だよりの編集にどのように反映させるかなどについて協議いたしました。

次に、11月1日発行の第178号の表紙や全体構成について審議いたしました。表紙は「岩江幼稚園 運動会」の様子とし、全体構成は定例会9月会議の内容を中心に、一般質問時にお手伝いいただきました田村高校生へのインタビュー等を掲載することとしました。

今後も、本委員会ではモニターさんのご意見やこれまでの活動の成果を活かし、さらに読みやすく分かりやすい「みはる議会だより」の編集・発行に努めるとともに、議会の活動を町民へ発信し、議会への関心や理解を得られるよう、広報・広聴に努めて参りたいと考えております。

以上、広報広聴常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で広報広聴常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

予算決算特別委員会委員長。

○予算決算特別委員長 予算決算特別委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は8月30日に設置、9月2日、3日、4日及び6日の4日間、各分科会において審査し、9月9日には全体会を行いました。

付託議案の審査にあたっては、各分科会において担当課長等の出席を求め、各種会計ごとに審査を行いました。その後、全体会において町長、教育長等の出席を求め、水道事業会計未処理欠損金の処分・各種会計補正予算・決算についての総括質疑を行いました。

審査結果は、議案第45号「令和5年度三春町水道事業会計未処理欠損金の処分について」から議案第49号「令和6年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について」までは全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号「令和5年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」は、公用車の管理について「適切な台数になるよう、現在の台数の見直しや処分方法について検討すること」、また、バス部材の処分について「町所有財産の価値を軽んじず、処分に際し価値を適正に判断し最適な手段を熟考すること」との意見を付して、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第2号「令和5年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」から認定第4号「令和5年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」までは全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号「令和5年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、「バス運営方法の見直しや実証事業の取組みなど新たな取組みを評価できるも、利便性と事業費用、関連事業のバランスについて、公共交通事業全体の再構築をすること」との意見を付して、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号「令和5年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」から認定第10号「令和5年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」までは全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、予算決算特別委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で予算決算特別委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

…………… 討論及び採決 ……………

○議長 日程第3、討論及び採決を行います。

議案第43号「三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第44号「福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第45号「令和5年度三春町水道事業会計未処理欠損金の処分について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第46号「令和6年度三春町一般会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第47号「令和6年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第48号「令和6年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第49号「令和6年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

同意第1号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、同意第1号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、宗像俊樹氏を教育委員会委員に任命することについて、同意することに決定しました。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、諮問第1号を採決します。

本案は適任ということで、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、渡邊絹子氏を人権擁護委員候補者として推薦することについて、適任という意見を付することに決定しました。

認定第1号「令和5年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号「令和5年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号「令和5年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号「令和5年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号「令和5年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号「令和5年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号「令和5年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第8号「令和5年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第9号「令和5年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第10号「令和5年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

…………… 議員派遣 ……………

○議長 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、タブレットに掲載いたしましたとおりに派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はタブレットに掲載いたしましたとおりに派遣することに決定しました。

…………… 町長挨拶 ……………

○議長 本定例会9月会議に付された事件は、すべて終了しました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

坂本町長。

○町長 ただいまは全議案可決、認定いただきありがとうございました。委員会でご指摘いただいた事務につきましては、速やかに改善して参ります。

さて、今回の9月会議期間中は、大変大きな嬉しい出来事がございました。この度のパリ・パラリンピック車いすラグビー競技における、日本代表チームによる悲願の金メダル獲得。さらには本町出身の橋本勝也選手の大活躍により、町民に明るい希望と大きな活力を与えていただきました。昨日は県民栄誉賞を贈られるとの知事発表もございました。町民の皆さんとこの上ない喜びを分かち合うとともに、日本代表チームと橋本勝也選手に敬意と感謝の意を表したいと思います。今朝の地元紙に掲載されましたが、町では今回の橋本勝也選手の栄誉をたたえて、三春町町民栄誉賞を贈りたいと考え、今後町民栄誉賞選考委員会に諮問のうえ、議会にお諮りしたいと考えております。また、橋本勝也選手の帰町に合わせて、10月上旬頃に凱旋パレードと凱旋報告会を開催する予定で準備を進めて参りますので、議会のより一層のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、9月に入ってもまだ厳しい残暑が続いております。議員の皆さまにおかれましてはどうぞ

ぞご自愛のうえ、引き続きご指導・ご鞭撻くださいますようお願いを申し上げまして、閉会にあ
たつての挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。

……………**散会宣言**……………

○議長 これをもって、令和6年三春町議会定例会9月会議を散会します。ご苦勞様でした。
(閉会 午後 2時27分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年9月10日

福島県田村郡三春町議会

議 長 影 山 初 吉

署 名 議 員 三 瓶 一 壽

署 名 議 員 大 内 広 信

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第43号	三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第44号	福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	全員	原案可決
議案第45号	令和5年度三春町水道事業会計未処理欠損金の処理について	全員	原案可決
議案第46号	令和6年度三春町一般会計補正予算(第3号)について	全員	原案可決
議案第47号	令和6年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	全員	原案可決
議案第48号	令和6年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	全員	原案可決
議案第49号	令和6年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第1号)について	全員	原案可決
同意第1号	教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全員	同意
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	全員	適任
認定第1号	令和5年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第2号	令和5年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第3号	令和5年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第4号	令和5年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第5号	令和5年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第6号	令和5年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第7号	令和5年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第8号	令和5年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第9号	令和5年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第10号	令和5年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について	全員	認定